

住民票・戸籍・印鑑登録証明書等交付申請書様式

(旧様式)

(新様式)

戸籍事務の電算化 スタートしました

◎戸籍事務の電算化が
スタート
広報8月1日号でお
知らせした戸籍事務の

電算化がスタートし、9月30日
から新しい様式の戸籍証明書を
発行しています。

電算化に伴い、「住民票・戸籍・

印鑑登録証明書等交付申請書」
の様式を変更しましたので、ご
理解とご協力をお願いします。

◆問い合わせ 町町民課窓口係
(☎82-3111内線121、
122) へどうぞ。

◎証明印が電子公印(黒色)に
なりました

戸籍証明、住民票の写し、印
鑑証明、転出証明書、税証明書
などについては、改ざん防止用
紙に電子公印(黒色)で証明し
ます。

改ざん防止用紙は、コピー機
などで複製すると「無効」の文
字が印字されるなど、複写によ
る悪用を防止することができます。

なお、証明の種類によっては、
普通紙に朱印の証明書となる場
合もありますので、ご理解をお
願いします。

◆問い合わせ 町町民課窓口係
(内線121、122) または
町税務課町民税係(内線11
2、118) へどうぞ。

野鳥の持つ病原体に注意しましょう

死んだ野鳥は素手で触らないでください

野生の鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの
病原体があることがあります。このため、死んでいる
野鳥を見つけても素手で触らないよう注意してくだ
さい。また、同じ場所でたくさんの鳥が死んでいるの
を発見した場合は、町役場までご連絡をお願いします。

◎野鳥はさまざまな原因で死にます

野生の鳥は、餌をとれずに衰弱したり、環境の変化
に耐えられず死んでしまうこともあります。野鳥が
死んでいても、鳥インフルエンザを直ちに疑う必要は
ありません。

◎鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密
な接触などの特殊な場合を除いて、通常では人には感
染しないと考えられています。日常生活においては、
過度に心配する必要はありません。

◆連絡先・問い合わせ 町町民課環境衛生係 (☎82-
3111内線125、126) へどうぞ。

鳥インフルエンザ発生を予防しましょう

家庭で飼われている
鶏などの家きん類
は、渡り鳥から高病
原性鳥インフルエン
ザおよび低病原性鳥
インフルエンザに感
染する場合があります。

渡り鳥が渡来する
季節になりましたの
で、鶏舎への野鳥の
侵入防止や、鶏舎と
その周辺の消毒など、
予防対策を必ず行いま
しょう。詳しくは問い
合わせください。

◆問い合わせ 県中央家畜保健衛生所 (☎019-688
-4111) へどうぞ。

